

副
本

昭和五六六年(刀)第四二一〇号

本院
主審
判官

昭和五八年四月二十五日

原 告
被 告

同

早 川 書
德 間 書

堺 堀 堀

右原告代理人

弁護士

五

嵐

原

原

同 同

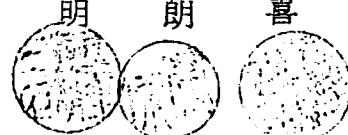
菅 堀

敏 哲 敬

明 朗 喜

東京地方裁判所民事二九部 御中

東京都港区赤坂二丁目二番二号
永田町法曹ビル二階
平一〇七 電話(五八六)三六五一(代表)



準 備 書 面 (五)

第一 德間文庫本「太陽風交点」（検甲二号証）出版契約に至る共同不法行為について

一 被告堀晃昭和五六年一二月一一日付準備書面(第一回)「日本SF大賞」受賞後の事実経緯、および被告徳間同日付準備書面第二、被告徳間の文庫版「太陽風交点」出版に係る事実並びに原告との交渉経過において、それぞれ堀晃と徳間との間で出版権設定契約をするまでの事実経過を主張する。

整理すると、

1 昭和五六年一月一四日

単行本「太陽風交点」日本SF大賞授賞

2 同月一九日

徳間の社員久保が堀晃に文庫化の打診をする。

堀晃が同意し、徳間は契約書を大阪に郵送した。



東京都港区赤坂二丁目二番二一号
永田町法曹ビル二階
テレ一〇七 電話(五八六)三六五一(代表)

(その際早川の文庫化を徳間は知る。)

3. 同月二八日

早川から徳間への抗議文が送達される。

4. 同月二九日

堀晃は出版権設定契約書(仮契約書)に記名捺印し、徳間に
送付

となる。

右仮契約(丙 号証)締結に至るにあたって、堀晃は、いく
つかの理由を述べる。その中で重要なことは、一月一四日の授賞
から一九日に文庫本出版を基本的には了承するまでの時間的短かさ
である。

堀晃は了承した動機として「日本SF大賞」受賞後、この一月
一九日までの間早川書房からは「太陽風交点」文庫化について堀
晃に対し何らの公式的・具体的な話がなかつたこと、をあげてい

る。しかしながら、堀晃の側からは積極的に単行本の在庫についての早川への確認も、増刷予定の有無の問い合わせもない。勿論、早川書店の社員細井恵津子との昭和五五年一二月二一日、文庫化の約束（九月までに）を受賞という新しい事態に対応して出版計画を急がせるという請求もしない。ただ受身的に早川側から文庫化について公式的・具体的な話がないことを言うのである。

一九日直ちに了承した堀晃自身の考え方は早川に対する単行本を増刷しないという思い込み、他の著作者からの噂と、徳間から緊急に出版してくれそうなのでという手前勝手な判断である。

徳間は「日本SF大賞」は日本SF作家クラブが設定した賞で副賞（百万円）及び受賞記念祝賀会の費用を負担するだけで文庫出版とは無関係である、という。

しかし、日本SF大賞の事務局は徳間書店においており、徳間が単行本『太陽風交点』を文庫本として徳間から出版することは

東京都港区赤坂二丁目二番二一号
永田町法曹ビル二階
テレ一〇七 電話(五八六)三六五一(代表)

日本S·E大賞という賞が設定されたときからの方針であつた。それ故一四日から一九日という五日後という短期間に早川を出しぬいて文庫本出版をすべく、堀晃の同意をとりつけるための行動を徳間はとつたのである。

日本の文学賞は、広田広三郎編「文学賞事典」によると、昭和五五年には、四五五に達している。

その中、出版社、新聞社などの活字媒体を有する団体が、主催、後援もしくは共催等をしているものが二〇四ある。

さらに、応募規定が公募でないもの、つまり、すでに発売されている出版物を対象にしているものは、日本S·E大賞を含め、一七である。

内容を以下に示すと、

谷崎潤一郎賞

女流文学賞

主催・中央公論社

主催・中央公論社

日本 S·F 大賞

芥川賞

直木賞

野間文芸賞

野間文芸新人賞

野間児童文芸賞

吉川英治文学新人賞

後援・徳間書店

主催・日本文学振興会

事務所・文芸春秋内

主催・日本文学振興会

事務所・文芸春秋内

主催・野間奉公会

事務所・講談社内

主催・野間奉公会

事務所・講談社内

主催・野間奉公会

事務所・講談社内

主催・財団法人吉川英治国民文化

振興会

事務所・講談社内

東京都港区赤坂二丁目二番二一号
永田町法曹ビル二階
元二〇七 電話(五八六)三六五一(代表)

東京都港区赤坂二丁目二番二一号
永田町法曹ビル二階
二〇七 電話(五八六三)六五一(代表)

亀井勝一郎賞

主催・講談社

大宅壮一ノンフィクション賞

主催・文芸春秋

新評賞

主催・新評社 評論新社

日本ノンフィクション賞

主催・角川書店

「詩と思想」新人賞

主催・土曜美術社

無限賞

主催・株式会社無限

山之口摸賞

主催・琉球新報社

新美南吉文学賞

主催・東海文学振興会

世論往来の会

事務所・中日新聞社内

なお、日本文学振興会、野間奉公会、財団法人吉川英治国民文化振興会、東海文学振興会は、事務所を設けている文芸春秋、講談社、中日新聞の主催するものと考えてよい。

これらは、いずれも主催あるいは後援をしても、自社で出版し

て利益をあげようという出版社等はいないのである。

堀晃は「堀晃は一刻も早く著者校正を経た作品が店頭に並び読者の目にふれることを希望し、徳間もそれに応えることが、読者や、著者に対する出版社の責務であると考えて、早川の動向を見ながら直ちに文庫版について準備手続に入り、「」へ堀晃準備書面(二)第二、四」という。徳間側も、「」、そこで被告徳間は、出版社として右の声を無視する訳にいかず、それとなく多方面から原告の意向を聞いてみた。その結果には重版の予定がないことが判つた。それまでは被告徳間としては出版の意思は全くなかつたのである」(徳間準備書面第二、二、二)と弁解するが、事実は文庫本出版の既定方針どおり進行していたのである。

二 堀晃は二重の出版契約という行為を正当化するために書店の店頭に本が並んでいないことを強調する。一月二二日夜朝日新聞記者から「書店を五、六軒さがしたが見当らず、書店から問い合わせ

東京都港区赤坂二丁目二番二一
永田町法曹ビル二階
元一〇七
電話(五八六)三六五(代表)

せてもらつたが在庫はない」と言われたこと、二四日神戸新聞記者と、共同通信記者から本屋にないと言われたことをあげる。

しかし、甲三九号証（昭和五四年一二月太陽風交点の出版から同五六年一二月までの出庫・入庫・在庫等の一覧表）をみればわかるとおり、昭和五五年一二月時点の早川戸田倉庫における単行本『太陽風交点』の在庫冊数は一〇九七冊であつて在庫は十分に存在している。

その推移は本書末尾添付の右一覧表のとおりである。

ところで書籍の販売は、通常、出版社→取次店→書店→読者という流通でなされている。その流通形態を分けると、

1 註文

2 新刊委託

3 買切延勘

4 長期委託

5. 常備寄託

がある。新刊の場合、ほとんどの条件は、委託扱いである。その委託品等取引ルールは次の別表一のとおりである。

単行本『太陽風交点』も新刊委託で、取次会社への搬入部数は五、五二九冊である（残り一、四七一冊は註文に応じるため社内在庫である）。

新人の堀晃の処女出版である『太陽風交点』を七、〇〇〇部発行したのは、早川書房で新人に期待をかけ、堀晃を売り出そうとしたからである。すでに広い読者層から評価のある川又千秋氏の『反在士の鏡』は六、〇〇〇部であり、普通、早川書房において新人作家の処女出版部数は三、〇〇〇部から五、〇〇〇部である。新刊委託の場合、出版社と取次会社との新刊委託期間は搬入月より六カ月で、精算期日は搬入月より六カ月後となっている。取次と書店との新刊委託期間は搬入月より四カ月で、精算期日は

東京都港区赤坂二丁目二番二号
永田町法曹ビル二階
テレ一〇七 電話(五八六三六五一)代表

本来搬入月より四カ月後となつてゐる。故に、書店では期日内に返品しなければ買取引として計上される(この書店と取次、出版社と取次の二カ月の差は返品業務、輸送などのためである)。

清水英夫、小林一博著『出版業界』(株式会社教育社刊)にも、「新刊委託は六カ月間と巷間に知られているけれど、それは出版社と取次の間の期間であつて、書店の棚に委託される期間はルールでは四カ月内であり、実際には一週間以内に返品されるケースも珍しいことではない。送りつけられても、棚スペースが狭隘であるところから、陳列されることなく返品される例は珍しくないようだ。」(一二三ページ)と書かれている。

売行きの悪いものはすぐ返品となる。取次会社でまとめて出版社に返品されるピークは取次店搬入後三カ月目である。

返品されたものは、註文、買切延勘、長期委託、常備寄託で書店に再出庫する。

従つて、『太陽風交点』の本書末尾註文、返品の一覧表にも見られるとおり、出版一六ヶ月後の昭和五六六年一月一四日にどの書店々頭に並んでいるとは、常識的に見ても考えられない。

また、昭和五五年一二月には、『太陽風交点』の在庫は一〇九七冊あり、事下大賞受賞時、昭和五六六年一月には七二九冊、二月には一一六冊を註文を受けて出庫しており読者の要求に十分に答えていいる。

事下大賞受賞の昭和五六六年一月のとき、なぜ単行本を重版しないないかといえば、B6版で重版するよりは文庫としてより多くの読者に読んでもらうべき、前年一二月から文庫本製作の作業にとりかかっており重版よりも文庫を優先させたのである。そして普通、新人の文庫は一万八千部であるが堀晃に期待し、三万部を印刷したのである。

さらに加えれば、単行本『太陽風交点』は七〇〇〇部出版した

東京都港区赤坂二丁目二番二二号
永田町法曹ビル二階
〒107 電話(五八六)三六五一(代表)

当時でも全国約二万余店の書店に並ぶことはあり得ない。
なぜならば、まず、全国の出版点数は極めて多い（別表2、3
参照）。

『太陽風交点』が出版された五四年度の出版点数は次の表のと
おりである（田中弘一著『新版書店経営のすべて』昭和五五年九
月八日初版発行・株式会社経営情報出版社刊六二ページ）。

従つて、各書店の限られたスペースに毎日二〇〇点の出版が洪
水のように出版物が流れこんでいるのが現状である。

「(1) 每日二〇〇点の出版洪水

出版販売活動が順調に推移している裏には、新しい企画の出版
活動が盛んに行われてきたことがあげられる。この出版活動を表
わしている出版点数を表2-9に示したが、これを一日当たりにす
ると、書籍は約一三〇点、月刊誌は約六七点、週刊誌は約九点も
の多くの本が出版されていることになる。」（『前記新版書店経

當のすべて』六三ページ)

書店店数と売場の状況について附言すれば、

「通産省の商業統計では、書籍・雑誌を売っている店の数が、昭和五一年七月現在、全国で二万三、六〇〇店、そのうち主力商品を書籍・雑誌で占めているいわゆる書店が二万店となつてゐる。(略)書店組合に加盟している書店が、五四年一〇月現在で一万一、五七六店あることや、右の統計などを考慮すると、二万店をかなり上回る書店の数となつてゐるのではないかと思う」(『新版書店経営のすべて』六三ページ)

「つぎは某大手取次会社が自社の取引先書店約六、五〇〇店を調査した数字である。

一〇坪未満	三、三〇九店
一〇一三〇坪	二、五一九店
三〇一五〇坪	三九五店

東京都港区赤坂二丁目二番二号
永田町法曹ビル二階
〒107 電話(五八六)三六五一(代表)

五〇一〇〇坪

一四八店

一〇〇坪以上

一〇三店

(略)

普通、一坪当たりの陳列冊数は四〇〇冊、棚を低く通路を広くと
ると、三五〇~三〇〇冊となる。一坪四〇〇冊として、一〇〇坪
の売場でも四万冊である。ところが、書籍だけで年間に二万七千
九〇〇点出版されており、新刊本として出版市場に流通して
いる新刊本は三〇万点を超す。これではすべての本を店頭に並べ
ておいて、読者との出会いを待つわけにはいかない。

書店は書籍だけを陳列すればいいというわけではない。雑誌の
売場、文具の売場、教育教材、機器の展示スペースも必要となる
と、三〇〇坪、五〇〇坪必要というのも肯けよう。

現在、売場面積最大は三省堂書店本店が一、二六〇坪(和書売
場は八六〇坪)、八重洲ブックセンターが八六〇坪、紀伊国屋本

店が七六〇坪、大阪・梅田店がワンフロア七五〇坪である。いざ
れも、三五万点以上は陳列されていると思うが、それでも読者に
聞かれて、ない本があるという。」（『出版業界』九九一〇〇
ページ）

以上のような今日の書店の状況を前提とすれば、被告らが言う
二重の出版契約という違法行為を一四日から一九日までの五日間
に「受賞作を読者が求めているにもかかわらず書店から買うこと
もできぬ状態」であつたとして正当化することはできない。

第二 原告が被つた損害について（補足）

一 被告徳間書店は、原告が被つた文庫本の損害につき、次のとお
り主張する。

「原告が文庫本を何部製作したか不明であるが、この本は再三

著作者たる被告堀から出版拒否の意思が伝えられていたにもかゝわらず、あえて著者校正もない不完全な本（出版社としての常識を欠く本）を急ぎ写真縮少版で製作したものであつて、もともとそのまゝでは出版できないものである。

また、原告が出版しなかつた理由は、被告徳間にあるのではない。後に詳述するとおり、事実は全く逆であつて、原告は被告徳間の文庫本出版を妨害するため、あえて、著作者の再三の拒否にもかゝわらず不完全な本を急拠製作するまでして被告徳間の出版時期に合わせて（ぶつけて）出版しようとしたのである（原告と被告徳間が円満解決のため接渉した昭和五六二月の段階では原告は文庫本を全く製作していなかつた）。よつて、仮に原告に文庫本製作による損害があつたとしても、それは自から負うべきものである（（被告徳間書店準備書面））

また、被告堀は、原告が被つた文庫本の損害につきふれると

ころはないが、原告の文庫本出版につき、「こうした徳間の動きを知るに至つて始めて原告は思慮し、何とか徳間の出版を阻止しようと考へ、堀晃の出版拒否の意思表示を無視して誤植がたくさんあることを知りながら急拵写真縮少版を作成した（この措置は、多分に政治的意図を含んだポーズから作成したため部数はわずかであると思料される）」と主張している（被告堀晃準備書面〔二〕）。

二　さて、右から明らかに、原告の文庫本「太陽風交点」製作に対する被告らの主張は、次の特徴を有している。

- （一）被告堀晃の出版拒否の意思表示を無視した製作であること
- （二）著作校正のない誤植の多い不完全な本であること
- （三）製作した部数は不明もしくはわざかであると思料されること
- （四）その目的は、被告徳間書店の出版を妨害することにあることしかしながら、これらの指摘は、事実に反し、全く根拠のないものである。

東京都港区赤坂二丁目二番二号
永田町法曹ビル二階
テレ一〇七 電話(五八六〇)三六五一(代表)

H 被告堀晃の出版拒否の意思表示を無視した製作である、との主張について

昭和五五年一二月二一日、原告と被告堀晃間に、昭和五六年九月までに文庫本「太陽風交点」を出版するとの出版設定契約が成立した。右契約に基づき原告において、文庫本「太陽風交点」を製作していた経緯は次のとおりである(甲第三四号証)。

昭和五五年一二月二二日

原告編集部員細井は、前日の被告堀晃との契約に基づき「太陽風交点」の製作原本(B6上製本)取寄せを製作部に連絡。

昭和五六六年一月一五日

右細井に製作原本が渡る。原本取寄せに昭和五五年一二月二二日から同五六六年一月一五日まで要したのは、年末年始が

間に入り、同年九月までに出版するという出版時期からみて
も突貫業務の必要性が全くなかったのである。

同年一月二〇日ころ

編集業務に入る。業務が右細井より S.F. マガジン編集長今
岡へ移行。同人はこの時点から本文読み直しに入る。

同年二月五日ころ

本文読み直し終了。この時点で解説なし、写真撮影にて文
庫本「太陽風交点」を製作することに決定。

同年二月六日

製作業務に入る。製作部は写真撮影用に可能な限り印刷上
りのきれいな原本を準備後整理に入り、誤字の直し、ノンブ
ルのはりつけ作業に入る。

同年二月九日

編集・製作・経理各部で検討の結果、発行部数三万部、定

東京都港区赤坂二丁目二番二一号
永田町法曹ビル二階
テレ一〇七 電話(五八六)三六五一(代表)

価三四〇円に決定。

同年二月一〇日

印刷準備のため、本文紙を発注。

同年二月一三日

製作業務が終了し、印刷指示書添付のうえ、写真撮影にまわす。

表紙写植原稿発注。

同年二月一四日

表紙版下作成後、製版に発注。

カバージヤケット写植原稿発注。

同年二月一六日

カバージヤケット版下作成後、製版に発注。

壳上カード写植原稿発注。

同年二月一七日

腰帯写植原稿発注。

同年二月一九日

壳上カード版下作成後、製版に発注。

表紙印刷用紙発注。

カバージヤケット用紙発注。

腰帶用紙発注。

腰帶版下作成後、製版に発注。

同年二月二〇日

本文（付物とも）刷了。

表紙刷了。

カバージヤケット刷了。

同年二月二一日

腰帶刷了。

壳上カード刷了。

東京都港区赤坂二丁目二番二一号
永田町法曹ビル二階
テレホン五八六三六五一(代表)

カバーリヤケットのビニール加工終了。

同年二月二三日

製本(見本用)終了。

同年二月二十四日

製本所、見本一二〇冊を早川書房に持参。

2
他方、原告が被告堀晃より、出版拒否の意思表示を受けたのは、甲第一号証の昭和五六六年二月一九日付内容証明郵便(これは原告には、昭和五六六年二月二三日に到達した)によつてである。

それまでの間、原告と被告堀晃の間では、文庫本「太陽風交点」出版に関し、何回も連絡がとられ、話がされている。その主たる内容は、昭和五五年一二月二一日締結された原告及び被告堀晃間の出版契約の確認、被告堀晃による被告堀晃が被告徳間書房より文庫本「太陽風交点」を出さざるをえな

くなつたことの説明と原告による被告徳間書店よりの出版の拒絶、原告による文庫本「太陽風交点」出版の通知である。

これほどのやりとりが行なわれていながら、被告堀晃は、原告による文庫本「太陽風交点」出版拒絶の意思表示を一切しない。昭和五六年二月一七日原告S.F.マガジン編集長今岡清が被告堀晃に原告から文庫本「太陽風交点」を二月二八日に出版する旨通知した時ですら拒絶はしていないのである。原告と被告堀晃との間には昭和五六九月までに文庫本「太陽風交点」を出版するとの出版契約があるのであるから、被告堀晃から出版拒絶の意思表示がなれば、出版に異議なきものと考えその作業を継続するのは当然のことである。そこで、被告堀晃より出版拒絶の意思表示が原告に到達した昭和五六六年二月二三日時点についてみると、前記製作経過から明らかなように、すでにその製作は終了しているのであ

東京都港区赤坂二丁目二番二一号
永田町法曹ビル二階
千一〇七電話(五八六)三六五一(代表)

る。

以上のとおりであるから、原告による文庫本「太陽風交点」の製作は、被告堀晃の出版拒否の意思表示を無視したものでは全くない。

(二) 著者校正のない誤植の多い不完全な本である、との主張について

被告堀晃は、丙第二号証をはじめとして誤植が多いことをしきりに強調する。

しかし、甲第三七号証に詳述されているように、単行本「太陽風交点」における誤植は、わずか三ヶ所（丙第二号証の1637（1639）にすぎないのである。（被告堀晃も、昭和五五年一二月二一日細井に対し、訂正箇所が二、三ヶ所ある旨述べているが、このことをさしていると思われる）しかも、そのうち二ヶ所については、文庫本「太陽風交点」ではすでに校正ずみである。

(被告堀晃も、丙第二号証で事実を認めている)

この

丙第二号証に指摘されたその余の三六ヶ所については誤植ではなく、著者の訂正もしくは変更である。

右三六ヶ所のうち、「O.P.」(四ヶ所)については、自動操縦装置(オートバイロット)の略称もしくは愛称であると考えられ、「A.P.」とすべきところを被告堀晃の誤りで「O.P.」になつたものと思われる。右「O.P.」については、被告堀晃と今岡清との間で、文庫化の際には削除しようとの合意がなされたので、文庫本「太陽風交点」では削除されている。

次に「オブ」(二四ヶ所)については、右の誤りを訂正すべく「アレフ」へ変更されたものと思われる。しかし、「オブ」が前記のとおり「オートバイロット」の略称もしくは愛称であるとするなら「オブ」でも一向にかまわないはずであり、「アレフ」でなければならぬものではない。

また、「C I T」（五ヶ所）は、カリフォルニア工（科）大のルビであるが、丙第二号証では「作者の表記上の間違い」故に「カルテック」に訂正変更したとされている。しかし、「C I T」はカリフォルニア工（科）大のことであり誤りではない。「最新英語情報辞典」（小学館刊）でも「C I T」はカリフォルニア工科大とされている。従つて、カリフォルニア工（科）大のルビとしての「C I T」は誤りでも何でもないのである。これについても、あえて訂正せねばならぬというものではない。このように見てくると、早川書房版文庫本「太陽風交点」での問題は、わずか四ヶ所（丙第二号証のNo. 21 No. 30 No. 36 No. 38）のみといわざるをえない。このうち、No. 38は純粹の誤植であるから、原告に責があることはいうまでもない。しかし、No. 21 No. 30 No. 36 及び前記のとおり変更の否があるか否か疑問ではあるが「オブ」「C I T」については、被告堀晃にこそその責があると

いうべきである。けだし、出版契約が存する以上、訂正、変更箇所があるのであるならば、著者としては出版社に右箇所を具体的に指摘して、その訂正変更をうながすべきであるにもかかわらず、被告堀晃は、被告徳間書店に対してのみこれをなし、原告に対してもかかる指摘を一切していない。「O.P.」の削除に示されるように、原告は、被告堀晃より事前に指摘を受けたものについてはこれを訂正している。それ以外については、被告堀晃は何の指摘もしていないのである。二月一七日今岡清が被告堀晃に出版の通知をした時にも、これらの訂正、変更及び著者校正についても一言もふれていない。原告としては、このような状況であつたため、訂正箇所は前から指摘されていた「O.P.」のみと考え、製作を続行したのである。訂正、変更箇所については、著者より具体的指摘を受けなければ、出版社が訂正変更なきものと考えるのは当然のことであり、原告に訂正変

東京都港区赤坂二丁目二番二二号
永田町法曹ビル二階
テレ一〇七 電話(五八六)三六五一(代)

更しなかつた責は一切ない。文庫本「太陽風交点」が不完全な
本であるとするならその責はあげて被告堀晃にあるといわねば
ならない。

(三) 製作部数について

原告は、被告堀晃との出版契約に基づき、文庫本「太陽風交
点」を出版しようとしていたのである。原告が原告主張のとお
り文庫本「太陽風交点」を三万一〇〇部製作していることは甲
一九号証、甲第四〇号証より明らかであり、被告らことに被告
堀晃の「政治的意図を含んだポーズ」云々の主張には、唯々啞然
とさせられるばかりである。

(四) 目的について

原告には、被告堀晃との契約により出版権があるのであるか
ら、違法な二重契約に基づき被告徳間書店が違法な出版を行な
おうとすることに対し、原告がこれを防止すべく、予定を変更

して文庫本「太陽風交点」を急拠製作出版しようとしたことは
けだし当然のことである。それを妨害云々などといつて非難す
ることは筋違いもはなはだしい。

東京都港区赤坂二丁目二番二一号
永田町法曹ビル二階
〒一〇七 電話(五八六)三六五一(代表)

(別表 1)

	出版社→取次		取次→書店	
	委託期間	清算期日	委託期間	清算期日
註文		/カ月		/カ月
新刊委託	6カ月間	6カ月後	4カ月間	4カ月後
買切延勘	(例) 3カ月延勘 3カ月目請求	4カ月目	3カ月延勘 3カ月目請求	4カ月目
長期委託	(例) 6カ月間 7カ月目請求	8カ月目	5カ月間 6カ月目請求	7カ月目
常備寄託	/2カ月 /3カ月目請求	/4カ月目	/1カ月 /2カ月目請求	/3カ月目

(註) 常備寄託とは「出版社が書店に対して一定期間（普通1カ年）自社出版物の中から一部の商品を選定して（常備寄託契約書に基づいて）寄託し、書店は受託した出版物は常時店頭に陳列し、売れた場合はすみやかに補充註文すると特約して販売する制度」

(別表 2)

出版点数の推移

(単位:点)

項目 年	書籍		月刊誌 発行点数	週刊誌 発行点数
	出版点数	内新刊点数		
昭和50年	33,006	22,435	1,465	56
51年	35,541	24,162	1,535	56
52年	36,815	25,808	1,611	58
53年	37,710	27,150	1,688	57
54年	39,027	27,132	1,755	56
前年比	103.5	99.9	104.0	98.2

(別表 3)

出版点数	54年 3万9,027点 (内新刊27,132点)	55年 3万9,462点 (内新刊27,709点)
	4億1,333万部	4億1,689万部
推定出回数 重版を含む	11億2,338万部	11億6,304万部

(「出版科学研究所」調べ)